

改訂版 『社会福祉法人会計の実務』 第1編 月次編 正誤表

修正箇所		正	誤
P354	「課長通知」の列下から14～15行目	(前行) <u>で示す指針に基づく</u> 第三者評価を受審し、	(前行) 第三者評価を受審し、
P362	「課長通知」の列下から1～2行目	改善措置が講じられる <u>までの間</u> であって、	改善措置が講じられるの間であって、
P382	「解説」の列上から16行目	経常活動資金収支差額 <u>(※事業活動収支差額を指す)</u>	経常活動資金収支差額
P387	「解説」の列上から9行目	経常活動資金収支差額 <u>(※事業活動収支差額を指す)</u>	経常活動資金収支差額